平成２３年（フ）第４４０号
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
破産者　プラント陸送株式会社
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１０号
大阪府箕面市白島１丁目17番１号
破産者　株式会社リブラ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５号
島根県江津市浅利町353番地43
破産者　森山　和子
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第５０８号
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１号
破産者　有限会社フジタハウジング
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12025番地２　コンフォートマンション201号、開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分敷根891番地３
破産者　中村　美香（開始決定時の氏名後藤美香）
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
茨城県古河市仁連2061番地15
破産者　株式会社海老沼
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２５９号
茨城県古河市本町２丁目１番33号
破産者　株式会社ナガシマ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１００７号
東京都東村山市栄町２丁目26番地１ガーデンステージ久米川302
破産者　株式会社ブレイクス
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００８号
東京都東村山市久米川町２丁目29番地４クレール・はけの原305
破産者　岡　　浩平
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３７６号
東京都国分寺市並木町３丁目24番地26
破産者　追分　勲雄
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８５号
横浜市青葉区たちばな台１丁目６番地38　サンヴェール青葉台504号
破産者　三河　　良
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３６６号
横浜市鶴見区上末吉１―12―12、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区市ケ尾町1152番地10
破産者　株式会社陽光
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６３９号
横浜市泉区上飯田町2048番地
破産者　株式会社小曲興業
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
富山市新屋162番地５
破産者　有限会社北新
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
富山市布目1515番地５
破産者　株式会社Ｅラインズ
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
長野県上田市中之条30番地４
破産者　有限会社白石塗装
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５３０号
静岡市清水区大内116番地の４
破産者　株式会社堺グラフィック
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
兵庫県明石市東朝霧丘13番１号
破産者　有限会社イノウエ生コン
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
開始決定時の住所宮崎市大字小松2687番地13　ケアホーム木蓮
破産者　亡杉村勝相続財産
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７０号
沖縄県うるま市字大田696番地の10
破産者　有限会社伊高建設
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１７１号
沖縄県うるま市勝連平安名1605番地の６、住民票上の住所沖縄県うるま市与那城西原17番地１
破産者　伊禮　俊充
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部